

私服勤務職員の軽装勤務の通年化「ナチュラル・ビズ」の実施について

香川県警察では、地球温暖化防止及び省エネルギーに向けた取組みのほか、柔軟で働きやすい職場環境の形成を目的として、私服着用が認められている警察官及び一般職員の軽装勤務（ノーネクタイ、ノージャケット等）の通年化「ナチュラル・ビズ」を令和7年11月1日より実施しています。

私服着用が認められている職員は、職場環境に応じた服装で勤務しますので、御理解と御協力をお願いします。

留意点

- ・ 服装にあっては、著しく露出度が高い服装及び華美な服装は避けるとともに、清潔感のある端正な服装を基本とします。
- ・ 会議や式典など社会通念上必要と判断される場合などには、時、場所、場合に応じた服装とします。
- ・ 職員のネクタイ及び上着の着用を一律に禁止するものではありません。